

泉大津市産後ケア事業実施要綱

泉大津市産後ケア事業実施要綱（平成28年泉大津市公告第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、産後において支援を必要とする女子及び乳児（以下「母子」という。）に対し、心身のケア及び育児のサポート等を行うことにより、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、泉大津市産後ケア事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

（事業の委託）

第2条 事業は、市長が適切な事業運営が確保できると認める病院、診療所又は助産所（以下「事業者」という。）に委託して実施するものとする。

（対象者）

第3条 事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により泉大津市の住民基本台帳に記録された出産後1年未満の母子（医療入院が必要な母子を除く。）であつて、産後ケアを必要とする者とする。

（事業の内容）

第4条 事業の内容は、別表1に規定するサービスの区分に応じ、それぞれ定めるサービスを実施するものとする。

（利用日数の上限）

第5条 事業の利用日数の上限は、1回の出産につき、別表1に定めるショートステイ（宿泊型）、デイケア（日帰り型）及びアウトリーチ（居宅訪問型）それぞれの利用日数を合算して7日間とする。

（利用の申請）

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、泉大津市産後ケア事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、妊娠8か月に達した日から行うことができる。

（利用の承認等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、利用

の可否の決定後、その旨を市泉大津市産後ケア事業利用承認（不承認）通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（利用券の交付）

第8条 市長は、前条の規定により、事業の利用を承認された者（以下「利用者」という。）に対し、産後ケア利用券（以下「利用券」という。）を交付するものとする。

（変更の届出）

第9条 利用者は、申請書の内容に変更があったときは、泉大津市産後ケア事業変更申請書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

（再交付）

第10条 利用者は、通知書及び利用券を紛失、汚損、又は破損したときは、泉大津市産後ケア事業通知書等再交付申請書（様式第4号）を提出して、再交付の申請をすることができる。

（利用の申込み等）

第11条 利用者は、事業を利用しようとするときは、市長が第2条の規定により事業を委託する事業者（以下「委託事業者」という。）に直接申込みを行うものとする。

2 利用者は、前項の利用の申込みを行った後に利用日等に変更が生じたときは、委託事業者に申し出るものとする。

（利用の承認の取消し等）

第12条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、事業の利用の承認を取り消し、又は事業の利用を停止させることができる。

- (1) 利用者が第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により事業の利用の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が事業の利用に支障があると認めたとき。

（費用の負担）

第13条 利用者は、事業の実施に要する費用の一部として、別表2に定める区分に応じ、利用者負担金を委託事業者に直接支払うものとする。

2 利用に際し発生する食費、寝具、光熱水費、消毒、洗濯以外の必要経費については、委託事業者が別途、利用者から実費徴収するものとする。

- 3 利用者が、委託事業者に連絡せずに、利用を取りやめたときは、委託事業者は、利用者が事業を利用したとみなして利用者負担金を徴収できるものとする。

(実施報告)

第14条 委託事業者は、事業を実施した月の翌月10日までに、当該月分の事業の実施状況について、泉大津市産後ケア事業実施報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に報告するものとする。

- 2 委託事業者が必要と判断した場合、要養育支援者情報提供票を作成し、市長に速やかに報告するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公告の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和6年3月31日以前から事業を利用していた者に対するこの要綱による改正後の泉大津市産後ケア事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第5条の規定の適用については、同条中「利用日数」とあるのは「令和5年4月1日以後に利用した日数」とする。

- 3 この要綱による改正前の泉大津市産後ケア事業実施要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表 1

サービスの区分	サービス内容	
ショートステイ (宿泊型)	原則、午前10時から翌日午前10時までの利用を1日とし、母子を宿泊させ、1日につき3食の食事の提供及び右欄のサービスを実施する。	ア 褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む） イ 褥婦に対する療養上の世話 ウ 産婦及び乳児に対する保健指導
デイケア (日帰り型)	原則、午前10時から午後4時までの利用を1日とし、母子を日帰りで利用させ、1食の食事の提供及び右欄のサービスを実施する。	エ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング オ 育児に関する指導や育児サポート等
アウトリーチ (居宅訪問型)	原則、平日（祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間で、2時間以内の利用を1日とし、右欄のサービスを実施する。	

別表 2

1日あたりの利用者負担金

区 分	当該年度分の 市町村民税課税世帯		当該年度分の市町村民税非課 税世帯及び生活保護世帯	
	ショートステイ (宿泊型)	1人目	3,100円	1人目
	多胎児加算	400円	多胎児加算	100円
デイケア (日帰り型)	1人目	1,500円	1人目	300円
	多胎児加算	200円	多胎児加算	50円
アウトリーチ (居宅訪問型)	1人目	500円	1人目	100円
	多胎児加算	0円	多胎児加算	0円

備 考

- 1 事業を利用する乳児が多胎児の場合は、事業を利用する多胎児2人以降の1人につき、この表に定める多胎児加算を加算する。
- 2 4月から7月までの間に事業の利用におけるこの表の規定に適用については、同表中「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。